校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和８年度
（2026年度）

決算常任委員会記録

会議日　10月23日（金）
（総括質疑、討論・採決）

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日　　時

令和８年（2026年）10月23日（金）

開会　　午前10時　　閉会　　午後１時34分

○場　　所

議　　場

○出席委員

委員長	竹村博之	副委員長	藤木栄亮
委員	益田洋平	委員	梶川文代
委員	五十川有香	委員	久保直子
委員	中西勇太	委員	今西洋治
委員	後藤恭平	委員	山根建人
委員	村口久美子	委員	後藤久美子
委員	川田　尚	委員	江口礼四郎
委員	浜川　剛	委員	井上真佐美
委員	野田泰弘	委員	塩見みゆき
委員	柿原真生	委員	清水亮佑
委員	林　恭広	委員	白石　透
委員	矢野伸一郎	委員	小北一美
委員	乾　詮	委員	高村将敏
委員	泉井智弘		

○欠席委員

な　　し

○説明のため出席した者

市長	後藤圭二	副市長	春藤尚久
教育長	大江慶博		

［総務部］

危機管理監	山下栄治	部長	井田一雄

［行政経営部］

部長	北澤直子

［税務部］

部長	中村大介

［市民部］
部　　長　岡　松　道　哉
［都市魅力部］
部　　長　脇　寺　一　郎
［児童部］
部　　長　道　場　久　明　　理事（子育て支援センター担当）　岡　田　貴　樹
［福祉部］
部　　長　梅　森　徳　晃
［健康医療部］
部　　長　今　峰　み　ち　の　　保健所長　松　林　恵　介
［環境部］
部　　長　道　澤　宏　行
［都市計画部］
部　　長　清　水　康　司　　理事（公共施設整備担当）　木　村　博　一
［土木部］
部　　長　梶　崎　浩　明　　理事（地域整備担当）　野　口　裕　嗣
［下水道部］
部　　長　愛　甲　栄　作
［会計室］
会計管理者　伊　藤　さ　お　り
［消防本部］
消　防　長　山　田　武　史
［水道部］
部　　長（水道事業管理者職務代理者）　原　田　有　紀
［学校教育部］
部　　長　大　山　達　也　　教育監　植　田　　聡
［地域教育部］
部　　長　二　宮　清　之

○議会事務局出席職員

局　　長	岡　本　太　郎	次　　長	守　田　祐　介
参　　事	辻　本　征　志	主　　幹	水　落　康　介
主　　査	奥　野　太　一	主　　査	岡　崎　祐　希
主　　任	古　河　　輝	主　　任	藤　井　勇　気

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○付議事件

議案第99号　令和７年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について
議案第100号　令和７年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について
認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第２号　令和７年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第３号　令和７年度吹田市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定について
認定第４号　令和７年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について
認定第５号　令和７年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第６号　令和７年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第７号　令和７年度吹田市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第８号　令和７年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第９号　令和７年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号　令和７年度吹田市水道事業会計決算認定について
認定第11号　令和７年度吹田市下水道事業会計決算認定について

（署名又は押印）委員長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（午前10時　開会）

○竹村博之委員長　ただいまから決算常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

―――――――――――――○―――――――――――――

○竹村博之委員長　議案第99号　令和７年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について、議案第100号　令和７年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について及び認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号　令和７年度吹田市下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、発言者が複数となる会派については、最初に発言する委員を委員長が指名した際に、発言者全員が質問席等に移動していただきますようお願いします。

それでは、通告順位により順次発言を願います。

○林　恭広委員　おはようございます。大阪維新の会、林　恭広です。発言通告書どおり発言させていただきます。

大阪・関西万博における児童・生徒招待事業からの撤退について質問いたします。

令和７年度は、大阪・関西万博が開催された大きな節目の年でありました。そもそも本市は1970年日本万国博覧会の開催市であり、その歴史の下で、千里ニュータウンをはじめとする豊かなコミュニティを育んできた、万博とは極めて深いゆかりのあるまちであります。だからこそ、その意義を深く酌み取り、大阪・関西万博へ積極的にコミットしていくことこそが、本市の果たすべき責務であったはずでありますが、皆様、御承知のとおり、本市は大阪府における児童・生徒招待事業から撤退いたしました。

さきの文教市民分科会において、現地に行かない代わりとして、子供たちにどのような学びの場を提供してきたかと質疑した際、理事者からは、各学校の授業で取り組んできたという趣旨の御答弁がありました。ですが、そもそも現地に行くこと自体を放棄した本市の教育委員会が言う授業での取組など、到底納得できるものではありません。そればかりか、私自身が我が子たちに確認したところ、そんな授業はなかったとのことでした。

また、私の周りでも、家庭の事情や仕事の都合などで、個人では子供を会場に連れていくことができなかった保護者の方々も当然におられました。だからこそ、学校という公共の場を通じて、全ての子供たちに平等な体験機会を提供する学校行事、校外学習で万博に行くことに大きな意味があったものと考えます。

半世紀越しに、大阪府という同じ土地で開催された、歴史的に見ても非常にまれなこのタイミングで、70年万博開催の地、この吹田市に育った小・中学生たちは、本来であれば、大人になったとき、数十年後に同世代の仲間たちと、あのときみんなで万博に行ったと、最高の思い出や体験談を語り合えるはずでありましたが、その未来を大人の都合によって断たれました。

さらに、他自治体では、交野市長が学校単位で行かなくてもよいと発言して、メディアで話題となりましたが、結局のところ、交野市でも一つの小学校の６年生が、校外学習として参加を果たしているようです。また、府内で本市と同じように招待事業に参加しない判断をした島本町や熊取町があるとはいえ、万博会場までの電車やバスでのアクセス条件、そして自治体規模の面から見ても、本市は多数の児童、生徒を抱える中核市であり、他町と同列の対応でよいはずがありませんでした。

報道によれば、万博開幕前の昨年１月に後藤市長は、熱中症対策や災害時の対応、救護所の状況について満足できる回答はなく、安全面の確認ができなかった、参加したいと思っていたのに残念だと述べ、府教育委員会の回答を理由に、会場の安全性を保護者に説明できないとして、撤退を正当化されていました。さらに、それよりも過去の御答弁におきましても、哲学が希薄な見本市に特段の教育的意義は見いだせないという現場の声を耳にされていたようですが、果たしてその大人都合の勝手な判断は、一体どなたがされたのでしょうか。校外学習として友人たちと共に万博会場へ足を運び、そこで体験したことから、子供たちが将来、どのような価値を見いだすのかは、本来、子供たち一人一人の感性や価値観

に委ねられるべきものであり、大人の勝手な先入観や価値判断などは一切関係ないはずであります。

吹田の地で生まれ育ち、1970年万博の御記憶もおありでしょう市長として、この場にいる誰よりも本市の歩みを知る後藤市長であればこそ、その歴史に鑑み、今回の児童・生徒招待事業が持つ真の教育的価値を見いだせたはずであります。にもかかわらず、子供たちから二度と戻らない、一生に一度の貴重な機会と学びを奪い去った、この判断は私に言わせれば、もはや罪そのものであります。

今回の児童・生徒招待事業からの撤退という取り返しのつかない不参加の判断によって、子供たちから失われたあまりにも大きな機会を、未来に向けてどのように還元し、どのような代替的体験、学びの場を責任持って、昨年度において担保されてきたのでしょうか。この点について、教育長及び市長より御答弁ください。

○植田　聡教育監　まずは担当より御答弁申し上げます。

2025年日本国際博覧会に校外学習としての参加には至りませんでしたが、大阪府から配付された個人チケットを各家庭に配付するとともに、万博会場で実施可能な学習活動例を提示、周知し、万博への関心や参加への機運の醸成に努めました。

また、各校においては、例えば1970年の日本万国博覧会との比較を冊子にまとめての発表や、テーマ事業の、未来に続く生命をコンセプトに創作活動に取り組むなど、万博が掲げる理念や当該事業の目的に沿った、創意工夫ある学習活動を展開しました。

○大江慶博教育長　これまで御答弁してまいりましたとおり、2025年日本国際博覧会は、児童、生徒が自ら興味、関心を抱き、諸外国の文化や最先端の技術を学ぶことのできる、かけがえのない機会であったとの認識に変わりはございません。

学校が翌年度の年間行事計画を立てる前年度の３学期初めまでの間、懸念事項を送付するなど、安全に参加できる方法を模索しておりましたが、残念ながら、校外学習として訪れるための安全策がその時期までに確認できなかったため、参加を見合わせたものでございます。

本市小・中学校には、日本国際博覧会の社会的意義について周知し、児童、生徒がいのち輝く未来社会のデザイン、これを感じられるような教育活動を促しており、各校においては、それぞれの地域や児童、生徒の実態に合わせて、国際社会に対する理解促進や、未来の科学技術に対する関心、期待が持てるように、教育活動の充実を図っていたものと認識をしております。

○後藤圭二市長　日本国際博覧会に対する議員の熱い思いをお伝えいただきました。本事業は、残念ながら行政間ではなく、大阪府教育委員会から校外学習、すなわち学校教育の一環として提案をされたものであり、その実施責任は行政ではなく、本市教育委員会が持つ形となりました。その下で、今回、児童、生徒の安全を保障する責務を、保護者に対してもしっかりと果たしてもらったところでございます。その結果、校外学習としては参加機会を得られなかったことは、私も残念に思っております。

○林　恭広委員　行政間でのというようなお話も、市長から今ございましたけれども、それで判断をされた、私、先ほど述べさせていただきましたが、この判断をされたことが罪に値するというふうに、本当に思っております。この判断というのは、子供たちが万博に行けていた、校外学習として行けていた。それで大人になったときに、そういうことを思い出として語り合いながら、大人になっていろんな仕事をする子もいるでしょう、そういうことの糧になるだろうなと思って発言をさせていただいておったんですけど、私も残念であると市長もおっしゃっておられますが、結果として撤退をされた本市でありますので、昨年、その罪と何度も申し上げて申し訳ないですけど、それについてどのように昨年度、担保されたかということを私、お聞きしておりましたので、教育委員会からは一定、そのようなお話はいただいたと思うんですけれども、市長として、多分、担保されてないんだろうなと思いますので、今、御答弁、そこになかったのかなと思うんですけど。そのあたりについて、もし御答弁ございましたら、市長、御発言いただけたらなと思います。

○後藤圭二市長　今、担保であるとか、罪であるとか、

そういう言葉をお使いになられましたが、本来これは行政間で調整をするべきものであったと私は思っております。大阪府から吹田市に対して、何ら連絡も調整もございませんでした。いきなり教育委員会同士で直接参加、不参加、もっと言えば、個人の一校長に対してその賛否を問うという手法を最初にされたことで、それが後々まで響きました。我々、行政としてそこに判断を挟むということは、その機会は得られませんでした。ですので、先ほど御答弁のとおり残念でしたというのは、そういう意味も込めております。

あと、担保の話ですけれども、多くの子供たちが万博に行かれている様子は私は拝見をしております。吹田の子も行っております。そういう意味では、行きたい子供を行かせてあげたい保護者、全員ではないですけれども、多くの人があの万博を楽しんだ、体験をしたということも私は聞いておりますので、校外学習に行けなかったから、誰一人あの万博を経験できなかったということではないということだけは、お伝えをしておきたいと思います。

○林　恭広委員　個人の家庭で、私も今回、校外学習がなかったですし、我が子にはたくさん光景を見てほしいと、万博会場の光景を見てほしいと思い、なるべくたくさんの回数、連れていきました。家族で行ったという経験は覚えてくれてるだろうなと、大人になったときでも覚えてくれているだろうなとは思うんですけど、私が話をしていますのは、子供たちが子供たち同士でというところに、それができなかった。府内でも、後で意見も述べさせていただこうかなと思っておりますけれども、９割の自治体が行かれていて、１割の自治体が、その１割というのも４自治体ですけれども、本市、その４自治体に入っておりますので、そのようになってしまっているという状況について、どうなのかなと思い、思いを語らせていただきました。次の質問をさせていただきます。

今後の校外学習や修学旅行、遠足、運動会、臨海学習などの学校行事においても、今回の万博と同様に、熱中症対策、災害対応、救護体制など、細かい点まで全て確認し、本市が保護者へ案内できるほどの安全基準を満たさない施設、機会については、一切、利用を実施しないという認識でよろしいでしょうか、御答弁を求めます。

○植田　聡教育監　2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業においては、前年度の３学期初めまでに下見が実施できず、情報の不足等により、校長が実施の可否を判断できない状況であり、教育委員会が一定の方向性を示す必要があったため、校長会とも意見交換の上、教育委員会で最終的な判断を行いました。

各学校で実施する宿泊行事をはじめとする校外学習については、従来より児童、生徒の安全を最優先に、事前の適切な時期における下見や危険箇所、熱中症対策の確認、あるいは引率体制の整備、緊急時の対応方法の確認など、万全の安全対策を講じた上で、学校が判断し実施しています。

○林　恭広委員　こちらは意見を述べる場が多く設けられているわけではないと思いますので、今の御発言、御答弁いただいた内容を踏まえて、後ほど討論での意見とさせていただきたいと思いますので、これで終わらせていただきます。

○柿原真生委員　日本共産党の柿原真生でございます。2025年度の決算の総括質疑で、昨年度の11月定例会、それから２月定例会に提案された国の重点支援地方交付金を原資とする本市の物価高騰対策について、誰一人取り残さないという立場から、その内容と対象者の妥当性について確認をさせていただきたいと思います。

2025年度の吹田市の物価高騰対策として行われた各事業の決算額は、委員会の資料で既に出ておりますけれども、子育て応援手当として約18億円、高齢世帯へのギフトカード約４億6,000万円、学校給食費の無償化９億5,800万円程度、中学校のものも含んでおります。福祉や保育事業者への応援金が１億7,600万円程度。医療機関への応援金については１億5,000万円弱ということになっております。プレミアム付デジタル商品券等、中小企業者設備投資補助金は、翌年度に繰り越しておりますので、予算額にはなりますが７億4,000万円と１億4,000万円というふうになっております。また、住民税非課税世帯

への支援として12億円が支給をされております。

伺いますが、財政総務分科会では、本市の物価高騰対策に対して、全ての人に行き渡るものだったかを問いました。行政経営部のお答えは、交付金を活用した物価高騰対策については、国全体的な経済対策というものも踏まえて、本市の交付金の活用策として、地域経済への寄与も含めて、子育て支援に重点を置きつつ、高齢者、事業者への支援、具体的にはプレミアム付デジタル商品券とそれらの事業構成としてきたと。給付の目的の明確性や迅速性など、様々な観点を考慮して妥当な予算編成を行ってきたと考えるとの答弁でした。答えは少しずらされたわけです。

お聞きしますけれども、これらの事業を行って、市民のうち、どれだけの方が、この物価高騰対策の対象となったのか実人数をお答えください。そのうち、各事業の対象者が重なっている場合は、重なっている実人数もお答えください。

○北澤直子行政経営部長　物価高騰対策の対象につきまして、一部の取組は繰越明許費により令和８年度（2026年度）に実施しているため、概算も含まれますが、プレミアム付デジタル商品券は全市民を対象に30万口、18歳までの子育て世帯への応援手当が約6.2万人、65歳以上の高齢者へのギフトカード配付が約9.1万人、学校給食費の小学校無償化は対象児童が約2.1万人、中学校半額補助は対象生徒が約9,000人、福祉施設等への応援金は約2,000か所でございます。

対象者の重複のうち主なものとして、全市民を対象とするデジタル商品券のほか、子育て世帯への応援手当と学校給食費の小学校無償化、中学校半額補助で重複がございます。

○柿原真生委員　高齢世帯と子育て世帯を合わせると約15万3,000人です。プレミアム付デジタル商品券だけの人数というのは分かりませんが、今年５月の定例会で、このデジタル商品券の購入者数は約９万4,000人というふうに御答弁されています。ですから、先ほどの15万3,000人とこの事業が、仮に重なっていなかったとして、広く、多く見積もったとしても、これは25万人弱が対象になっているということになりますから、届いていない方というのは確実に、またそれなりの規模でいるというふうに推測してよいかと思います。

11月定例会で提案されたプレミアム付デジタル商品券については、デジタルディバイド対策、デジタルに弱い人たち向けとして、65歳以上の高齢者に5,000円のギフトカードを配付されました。国の重点支援交付金の追加の目的としては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて、必要な支援をきめ細やかに実現できるよう、重点支援地方交付金を推奨メニュー実施のため追加するとあります。

高齢者向けのギフトカードについても、推奨メニューにある、物価高騰に伴う低所得者支援、高齢者世帯支援にも合致しているというふうに考えます。この予算を提案された際、デジタルディバイド対策なら、障がいを抱える人も対象にすべきではと提案しました。このとき、今後の参考にするとの答弁でしたが、交付金の額が確定して２月定例会に予算提案されたのは、子育て世帯への追加の給付金でした。健康福祉分科会では、実際に障がい者向けの支援を検討したかどうか、このことを確認しましたら、身体障がい者の多くは高齢者で、重なりがあるということのため実施をしなかったと担当部は答弁されました。改めてお聞きいたしますが、身体、知的、精神障がい者の手帳をお持ちの方は何人おられるのでしょうか。そのうち65歳以上の方は何人で、どれぐらいの割合なんでしょうか、種別ごとにお答えください。

○梅森徳晃福祉部長　昨年度末現在の、身体障害者手帳の所持者数は１万1,941人、療育手帳の所持者数は3,658人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は4,673人でございます。

そのうち、65歳以上の方の割合は、身体障害者手帳の所持者が8,670人で約73％、療育手帳の所持者が163人で約４％、精神障害者保健福祉手帳の所持者が607人で約13％でございます。

○柿原真生委員　御答弁にあるとおり、65歳以上の身体障害者手帳の所持者は７割を超えています。しかし、療育手帳では４％、精神障害者手帳の所持者は

13％で、３種別合わせると65歳以上の方47％になっています。ですから、64歳未満で障がいを持つ方というのはたくさんおられるわけで、その方にはプレミアム付デジタル商品券しかありませんが、デジタルディバイド問題は、障がい者には関係ないのでしょうか。また、高齢で障がいという重複の方に、ギフトカードを重複して支給するのがなぜ駄目なのでしょうか。生活保護基準以下の障害年金しか受け取っていない方もおられます。一方では、デジタル商品券と子育て世帯の給付金を重複して受け取っている方も、先ほどおられると。給食の無償化も重複しているということになってきますから、なぜ高齢、障がいのある方が重複して受け取っては駄目なのかということは、やっぱり不思議なんです。

この問いに対して、健康福祉分科会の場で副市長は、次のように御答弁されました。全てきめ細やかにやられたかということは、やれていないということで、私も反省点はあると。公正がいいのか、公平がいいのか、全員に配るということは、所得がある方にも配ってしまう、その難しさもあった。事業者も苦しいので支援したいということで、プレミアム商品券をやれば、今度、デジタルディバイドという話が普通出るだろうということで、高齢者支援をしたというところが実際のところだと。それで全て公正公平に市民に行き渡ったかというのは、私もそこまで思っておりませんし、御指摘を受けても当然のことだと思う。今後の話になるが、もう少しきめ細かにそういうことは考えていかなければいけないという反省は十分持って、今後の市政運営に携わりたい、という御趣旨の発言をされました。きめ細やかさに欠けていたと。そこは反省をしていただきたいというふうに思いますし、今後、同じことを繰り返さないでいただきたいと思います。

今回の交付金に関して、国からは迅速に予算化、そして執行せよと求められていた中で、様々な制約があったということは十分承知をしておりますが、吹田市はマジョリティーしか対象にならないような事業が選択されているように思うんです。マジョリティーというのは、単に人数の多寡、多い少ないで言うというだけでなく、社会構造におけるマジョリティーという意味です。市の上層部はマジョリティーしか見えていないのではないかというふうに感じるんです。

今回のように、全市民を対象に公平に行わないということであれば、せめて物価高騰により、生活により大きな影響を受けているであろう方を対象にした事業を実施すべきであったというふうに思います。

そこで市長に伺いますが、物価高騰対策に対して、障がい者にもデジタルディバイド対策が必要であったのではないか。今回の物価高騰対策、どのように総括をされているのかお答えください。

○後藤圭二市長　市民に対する様々なサポート、金銭的なサポートもそうなんですけれども、これについては長年の歴史の中で、だんだんそれが充実をしてきたという気はしてますが、穴はあります。それは、先ほど引用していただいた、副市長の答弁、あれが全てです。障がい者、それから、それ以外にもデジタルディバイド、この対策というのは必要なものです。これからますます必要になってくると思います。御指摘のとおり、市政のみならず、府政、国政においても、全ての国民に対する一律で効果的なデジタルディバイド対策を講じる、その必要性は感じているところです。

○柿原真生委員　先ほどの副市長の答弁について、市長も同じだということでした。これ決算ですから、もう今さら2025年度の予算を執行することはできませんので、今後、じゃあこの反省をどう生かすのかということが大事だと思うんですね。今、デジタルディバイドの話もされましたし、それから特に物価高騰の下で、より誰が影響を受けているのか、このことが非常に大事だと思うんですね。その認識について、市長にちょっと再度お伺いしたいと思います。

物価高騰で打撃を受けているのは、市民の中でどなたなのかと。所得の少ない方が、よりこれは非常に大きいと思うんですね。所得がもともと多ければ、大きく影響を受けない。市長はその認識がちゃんとおありなのか、その上で、きめ細やかにやっていくという反省のお言葉だったのかということが１点、まずお聞きしたいと思います。その１点についてお伺いしたいと思います。

○後藤圭二市長　ただいまの課題は、報道においても、国会においても、様々に議論されている内容です。そこに100％の答え、全く正しい答えというのは、我が国としても、いや世界でも持ち合わせてありません。全員にとって、全国民にとって、公平公正なルールというのは模索中で、そこに穴が空いているところにパッチを当てていく、これが政策です。

そういう意味では、今おっしゃられた物価高騰ですけれども、吹田市における物価高騰という言葉も御質問の中にありましたが、これは国家的な物価高騰です。それに対してどう対応するかというのは、一義的には国の仕事です。プラス、吹田市には吹田市の特徴があります。そこにどう対応していくかということは、これは福祉の世界で検討しなければならない、その予算の中に既に入れてますけれども、足りない部分は今後も検討しなければならないと認識をしております。

○柿原真生委員　低所得者に対しての対策については、福祉の部分で、いわゆる一時的なものではなくて、しっかりと位置づけていくべきであろうということのお考えをお示しいただきました。今後そのようにして、実際に行っていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○村口久美子委員　日本共産党の村口久美子です。2025年度の保育、障がい福祉、高齢福祉の人材確保策についてお聞きをします。

まず、保育の人材確保策についてお聞きします。2025年度に実施した保育人材確保、定着のための施策によって、人材確保や離職率はどのように推移したと評価していますか。また、市独自の保育人材確保策について、人材確保の給付金や保育士宿舎借上費は、身近で好評を得ているとの評価でした。もしこういった施策をしなかった場合、他市にも様々な保育士人材確保策も実施をしている中で、どのような状況になるという認識でしょうか。また、他市と比べても、吹田市の保育士人材確保策の有効性について、どのように評価しているかについてお答えください。

○道場久明児童部長　保育人材の確保に関する施策の評価として、施設向けアンケート調査等の結果から、人材確保策及び離職の防止策として、ともに効果があることを確認しております。

また、人材確保策を実施しなかった場合には、採用数の減少や離職率の増加等の影響が一定生じていた可能性があるものと考えております。

人材確保策は、個々の取組のみをもって評価することは困難ですが、保育の担い手が不足する中、官民が連携し、重層的に対策を講じる必要があると考えており、今後とも、私立の教育、保育事業者からの御意見を伺いながら、有効な対策を講じるよう努めてまいります。

○村口久美子委員　実質手取りが増えるような保育士サポート給付金は、実施以降、決算額も大幅に増えてきており、ほかのいずれの施策も一定数の利用が定着をしており、決算額から見ても答弁のとおり、吹田市が独自に実施をした施策は効果があったと思います。また、これらの人材確保策を実施しなかった場合、採用数減や離職率が増えていたとの認識は重要だと思います。今後とも現場の意見を聞きながら進める姿勢を示されているので、期待いたします。

次に、障がい福祉や高齢福祉の人材確保策についてお聞きします。

2025年度に実施された介護人材確保策の予算額と決算額との開きが大きい事業について。人手が足りない現場から、研修に送り出せないなど、実際には使いづらい制度となっているという認識はされているということでしたが、それを踏まえた人材確保策がどうして実施できなかったのでしょうか。現場の声を踏まえた施策が実施をされていたのか、お答えください。

○梅森徳晃福祉部長　事業実施に当たりましては、事業所を対象とした調査結果や、事業所から寄せられた意見を活用し、課題把握と、それらを踏まえた施策展開に努めてきたところでございます。引き続き、ニーズや実態により即した支援となるよう、事業所の声を丁寧に把握し、内容の工夫と充実を図ってまいります。

○村口久美子委員　事業所へのアンケート調査も実施をされ、課題や事業所からの意見も把握をされています。それらを踏まえた検討をされてきたとのこと

ですが、決算額から見ると、有効な人材確保策になってるとは評価し難いものです。よりニーズや実態に即した支援へと転換していく必要があることを、決算額は示していると思います。

2024年９月に、市内障害福祉サービス事業所等における人材確保に係る調査を実施されています。調査から約300人の不足という推計が出されています。また、非正規職員が６から７割を占めており、新卒を含め若い人材確保が大変厳しく、年々、厳しい状況になっていることも報告をされています。保育の人材確保策のような実質手取りが増えるような給付金や奨学金返済補助金、家賃補助など、人材確保、定着のための策が要るのではないでしょうか。

○梅森徳晃福祉部長　福祉分野の職員の給与につきましては、まずは国の報酬が充実すべきと考えております。その上で、障がい福祉をはじめ、福祉分野で働く人は年齢層が高く、学校を卒業してすぐに就職する人は少ないという現状を把握しております。そのため、奨学金返還支援や家賃補助といった施策が確実に人材確保につながるかにつきましては、他市状況も含め、今後も状況を注視してまいります。

○村口久美子委員　新卒の応募が少なく、働く年齢層が高いのがまさに現場の悩みです。解決していくための施策こそが必要です。人材確保のための魅力アピールもされていますが、新卒や若い人にとって、奨学金返済補助制度や家賃補助制度など、やりがいを支える処遇の改善があってこそ、就職へとつながります。国の報酬が充実すべきであるのは間違いありませんが、同様に国の報酬制度の中で、人材確保に苦労している保育の分野では、実質手取りが増えるような給付金制度を市独自で実施をし、その有効性も認められています。他市でも奨学金返済補助制度を長年実施している例は幾つかあります。人材確保がますます厳しくなっており、今、実施している施策の利用が伸びていない中で、決算も踏まえ、実質手取りを増やす策を検討すべきです。

副市長に伺います。保育の分野では、市独自で実質手取りを増やす施策もされていますが、福祉の人材確保策の中ではどうして実施をされていないのでしょうか。既定の報酬に基づいて運営をしなければいけないのは、保育も福祉も同じです。ほかの産業と比べて、月７から８万円ほど手取り額が低く、人材確保が困難で、かつ解決策が喫緊の課題だと認識されているのも同じです。なぜ保育でできて、福祉でできないのかお答えください。

○梅森徳晃福祉部長　まずは、担当からお答えいたします。

福祉分野におきましては、保育と同様、生活介護や通所介護など、施設において支援を行うサービスもございます。一方、居宅介護や訪問介護のように、御本人の自宅において実施するサービスは、保育と異なる点でございます。福祉の仕事の中でも訪問介護に係る有効求人倍率は、福祉全体に比べ約７倍の差がございます。こういった福祉分野における現状を踏まえて、引き続き検討してまいります。

○春藤尚久副市長　保育人材確保給付金につきましては、令和５年度（2023年度）より開始したものでございますが、当時、近隣各市が類似制度を既に実施もしくは実施見込みの状況にあり、このままでは保育人材の大きな流出につながるおそれがあり、本市においても実施することとしたものでございます。人材確保については近隣各市の動向に大きく影響を受けることから、限られた予算の中でも優先的に実施する必要性が極めて高いと判断したものでございます。福祉の人材確保については、社会全体が人手不足の中、国が積極的に対応すべき課題という認識でございますが、市としても今後とも限られた予算の中で、有効な方策の検討が必要と考えております。

○村口久美子委員　健やか年輪プランの中でも、既にますます介護の分野での人材不足の予測が出されている中でもあります。この介護の分野でも、しっかりと市独自で確保策を打っていかなければいけないということも明らかだと思います。障がいや介護など、福祉の人材確保の地方自治体の責務について、吹田市はどのように認識をしているのか、副市長、御答弁ください。

○梅森徳晃福祉部長　まずは担当からお答えいたします。

福祉サービスの提供において、人材は基礎的な基盤であり、その確保には市としても取り組む必要が

あると認識しております。まずは実情に見合った報酬となるよう、最も現場に近い地方自治体として、国に働きかけを行うとともに、加算取得のための事業所支援や資格取得支援、魅力発信など、人材確保に資する施策を進めてまいります。

○春藤尚久副市長　ただいま担当部長から答弁させていただいたとおりでございますが、福祉サービスを持続的に実施する上で、人材の安定的な確保が重要であり、喫緊の課題と認識はしております。国が適切な制度設計に基づき、必要な報酬を提供することが基本と考えており、基礎自治体として限られた財源の中で、有効な支援策を引き続き検討することが責務と考えております。

○村口久美子委員　市も人材確保の責務があるとの認識が示されたことは重要だと思います。やりがいも魅力もあるけれども、お給料が低過ぎるという、国の制度設計への働きかけと同時に、同じ問題を抱える保育の人材確保の中で、市の責務を果たすべく実施をされている独自の実質の手取り額が増える施策を、障がい福祉、高齢福祉などの福祉の人材確保策でもなぜやらないのか、実施をすべきだということを申し上げて質問を終わります。

○益田洋平委員　益田洋平です。質問を始めます。2025年度の水道事業における有収率は94.7％で、前年比0.4％減となり、管理指標の95.8％を下回りました。その主な理由は、大口径管の漏水とのことでありました。また、給水管の漏水修繕も533件に増加し、近年の気温の上昇が影響している可能性があるとのことでした。漏水対策に加え、老朽管の更新や耐震化を計画的に進める一方で、資材価格や工事費の高騰、給水収益の伸び悩みなどは、水道事業の経営に大きな影響を与えています。

その下で、本市は2025年度、すいすいビジョン2035を策定し、2027年度に水道料金の改定を想定されています。総務省は、一定の要件を満たす水道管路の耐震化事業に係る通常事業費と上積み事業費分に対し、一般会計からの出資債制度を設けており、その出資債の２分の１の元利償還金分を普通交付税として財政措置を行っております。水道部は、行政経営部に対して、一般会計による出資債の繰り出しを要望し、協議されていましたが、実施されなかったとのことでありました。以上のことが分科会質疑の中で明らかになりました。

そこで伺います。まず、水道部に数点伺います。１点目、総務省の制度を活用した場合、2025年度の水道管の耐震化事業における通常事業費と上積み事業費の額は幾らだったのか。

２点目、上積み事業費に対して一般会計からの出資債の繰り出しを要望された理由をお答えください。また、総務省の一般会計出資債制度を活用した場合、その出資債の額は幾らだったのか。

３点目、一般会計出資債の繰り出しがあった場合と比べ、2025年度の水道事業会計における財源構成や企業債の残高、資金繰りにどのような違いが生じることとなったのか、見解を伺います。

４点目、2025年度策定されたすいすいビジョン2035において、水道管路耐震化事業に係る国の地方財政措置を活用した場合の財政効果や公債費の抑制効果を試算し、中・長期的な経営計画や収支シミュレーションに反映させていたのか、お答えください。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長　水道管の耐震化に係る事業費について、令和２年度（2020年度）から令和４年度（2022年度）までの平均額である通常事業費は約11.5億円で、その額を上回る令和７年度（2025年度）の上積み事業費は約5.7億円です。

次に、繰り出しを要望した理由は、総務省が能登半島地震の教訓を踏まえ、防災対策を強化するために地方財政措置の拡充を進めており、本市においても基準内となる対象額が発生したことによるものです。実施計画策定時点での当該一般会計出資対象額は約1.4億円となっております。また、一般会計からの繰入れがあった場合、資本的収入が増加するため、運転資金残高の増額につながっていたものと認識しております。

最後に、すいすいビジョン2035の投資、財政計画においては、当該繰出金は反映しておりません。

○益田洋平委員　行政経営部に伺います。水道部から一般会計出資債繰り出しですね、この要望がされ、協議していたにもかかわらず、実施されなかったの

はなぜでしょうか。総務省の地方財政措置制度活用による財政効果や、水道事業の経営安定への寄与について、市全体としての全庁的な検証や検討をどのように行ったのか、お示しください。

○北澤直子行政経営部長　交付税措置は事業推進の判断材料の一つではありますが、それのみで実施理由に足るものではなく、水道事業会計、一般会計それぞれの財政状況を総合的に勘案する必要があると考えております。

その上で、耐震化事業における上積み事業費への繰り出しにつきましては、水道料金改定のタイミングを見据えた検討をすることとし、実施を見送ったものでございます。

○益田洋平委員　実施理由に足るものではなかったということであります。水道事業の経営が物価高騰などの影響を受け、2027年度の水道料金改定が想定される状況にあります。国が用意した地方財政措置を最大限活用して、水道事業会計の負担を軽減し、市民負担の抑制につなげることについて、市長の見解を伺います。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長　まずは担当より御答弁申し上げます。

一般会計出資対象額は本市水道の事業規模と比較して少額であるため、市民負担の抑制効果は限定的となりますが、総務省による令和７年度（2025年度）の地方財政措置の拡充を踏まえ、料金収入以外の財源確保について、関係部署と協議してまいります。

○後藤圭二市長　ただいま担当から答弁をさせていただきましたとおり、たとえ僅かであっても市民負担を軽減する意味でも、地方財政措置の必要性は認識をしております。

○山根建人委員　市長の傾聴と対話についてお伺いします。

委員会質疑において、昨年、一昨年と市長の市民との懇談や対話が大幅に少なくなっていることが明らかになりました。市ホームページの、ようこそ市長室を見てみますと、市民とのタウンミーティングは、傾聴と対話を掲げられていた１期目就任当初には年20回や18回と、頻繁に市民との対話を重ねられていましたが、近年では１回から２回とほとんど実施されていないようです。提出いただいた資料でも、昨年、一昨年に行われた連合自治会とのネットワークテーブルや、自治会関係者との意見交換や要望を合わせても年５回にとどまっております。市長が就任当初に掲げられていた誠意ある傾聴と対話が大切であるとしていた政治信条は、もはや過去のものとなってしまったんでしょうか、市長の答弁を求めます。

○岡松道哉市民部長　まずは市民部より御答弁申し上げます。

タウンミーティングは、当初テーマや開催場所を設定し開催しておりましたが、より自由な意見交換ができるよう、令和４年度（2022年度）より、開催希望団体からの申込みを受ける方法へ変更しました。

吹田市連合自治会ネットワークテーブルにつきましては、開催初年度の令和５年度（2023年度）はおおむね６ブロックに分け、各ブロック内の連合自治会を対象に実施しましたが、令和６年度（2024年度）以降は、全ての地区連合自治会長を対象に年２回開催したものです。

引き続き、市政の最新状況をお伝えするとともに、市民との意見交換の場として充実したものとなるよう検討してまいります。

○後藤圭二市長　私は、これまでも市民との傾聴と対話に、また現在もそれに努めているところでございます。

○山根建人委員　今までも、これからもということで、まだ継続中ということです。これらの議論において、総務部秘書課は、市民からの申入れや市政上の課題等、様々な要因により件数というものは変動するから、特定の要因によるものと考えてないと、他人事のような、受身のような感じの答弁でしたけれども、秘書業務というものは、市長のスケジュール管理はもとより、活動をサポートし、市民部とも協力をして、市長と市民とのかけ橋となる役割を主に担っているのではないでしょうか。市政上の課題においても、山五小廃校に伴う山三小への統合の問題や、高校学習支援金の廃止問題、物価高騰対策など、市民や住民に関わる課題は多くあり、行政側から積極的に市民と対話していく姿勢が望まれていたのではな

いでしょうか。

財務諸表では、秘書事業の実績と評価について、市政運営に係る各種機関や諸団体との間で友好的な関係を構築、維持できるよう、渉外、交際等に関わる事務を適切に実施したというふうにありますけれども、成果指標もなく、何をもって評価されているのかがよく分かりません。ほかの事業は、ほぼ全てにおいて成果指標を記載し、具体的に評価しているのにもかかわらず、市長自らが関わる特別職秘書事業において、何も記載されていないことから見ても、市長の掲げる傾聴と対話は軽視されていると感じるのですが、市長の御所見をお伺いいたします。

○井田一雄総務部長　まずは総務部より御答弁申し上げます。

市民との懇談につきましては、依頼があった際に、その時々の市政上の課題や依頼内容、相手方の意向など、個別の状況を踏まえ、実施の必要性や対応を判断していることから、一律の基準や目標件数は設けておりません。

また、財務諸表における成果指標につきましては、秘書課の業務には成果を定量的に測ることが難しいものがある一方、市交際費の執行など、一定の基準に沿って実施している事務もございます。こうした業務の特性も踏まえつつ、財務諸表の記載内容を検討してまいります。

○後藤圭二市長　成果指標については、ただいまの答弁のとおりです。引き続き、市民に寄り添った市政運営に努めてまいります。

○山根建人委員　軽視されているとは感じてないということだというふうに、ちょっと答弁からは分かりませんでした。部長も軽視してないんですよね。今回、秘書業務において、秘書官の役割も議論となりまして、秘書課長や、過去委員会での部長答弁では、議会との調整が主な仕事だとのことですが、過去の総務部長答弁で、秘書課業務よりも一段非常に機微な業務であるということで、次長級を配置したというふうにありますが、我々議員に対して、それほど気を遣ってもらわなくても結構です。

今までは、本来二人の副市長がその業務を担っていたのではないでしょうか。今までどおりで結構ですし、これから市の業務の中心を担っていく、若く優秀な秘書課長などに職務経験を積んでもらうことも必要なのではないでしょうか。もしそれでもどうしても秘書官が必要であるというならば、市長の今まで述べました傾聴と対話を重視して推進をする市民とのかけ橋となる重要な役割を担っていただいてはどうでしょうか。

現秘書官は総務部長を歴任され、経験も豊富で人格、能力の高さは疑う余地はありません。まさにうってつけの人物ではないでしょうか。適材適所と言えるのではないでしょうか、市長の答弁を求めます。

○井田一雄総務部長　まずは総務部より御答弁申し上げます。

秘書官の業務につきましては、特別職を支えながら、議会との機微な調整をはじめとする各種調整事項を適切に整え、市政運営を円滑に進める役割を担っているものと認識をしております。引き続き、関係者との調整を図りながら、適切な業務執行に努めてまいります。

○後藤圭二市長　秘書官の業務について、ただいま頂いた御意見を参考にさせていただきます。

○山根建人委員　ぜひ参考にしていただいて、さらなる傾聴と対話を実行していただきますようにお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○浜川　剛委員　公明党の浜川　剛です。総括質疑をさせていただきます。

財政総務分科会でも取り上げましたが、改めて本市の財政状況について伺います。令和７年度決算を振り返りますと、地方税が前年度比で約48億円の増収で、前年度と比べて財源のゆとりが生じていたはずです。

ところが、これほど恵まれた条件下にありながら、財政調整基金は結果として12.5億円も減少しています。しかも、この基金の取崩しは、災害対応のような突発的な財政需要によるものではありません。膨張を続ける給与費や扶助費といった、言わば日々の生活費に当たる経常経費の不足分を穴埋めするためのものです。貯金である基金を取り崩さなければ収支の均衡すら保てない現状が、構造的な財政赤字であることは、分科会での議論を通じても既に明白で

す。

本市の総合計画が掲げる経常収支比率の目標95%以下に対し、現状は98.4%と危険水域に達しています。今後も社会保障費などの恒常的な負担増が確実に控える中、このような硬直化した財政体質で本当に今後の市政運営に耐え得るのか、強い危機感を覚えます。まずは、現状に対する市の認識と見解をお聞かせください。

○北澤直子行政経営部長　近年の収支状況の背景として、物価や賃金の上昇に伴う物件費の増加や、給与改定による人件費の増加、さらに児童福祉や障がい福祉分野における給付費の著しい増加といった経常経費の増加がございます。

加えて、学校給食費の負担軽減や保育料第２子無償化など、市民ニーズに応じた施策も実施しており、歳出の伸びが歳入を上回ったことで収支が不足し、基金からの繰入れに至ったものでございます。

必要な施策を着実に実施してきた結果と考えておりますが、今後、中学校給食等により、さらなる歳出の増が見込まれることを踏まえると、収支改善に向けた取組の必要性を強く感じております。

○浜川　剛委員　御答弁では、必要な施策を実施してきた結果としながら、今後のさらなる歳出増に対して、収支改善の必要性を強く感じているとのことでした。強く感じているのであれば、その危機感を言葉だけで終わらせず、実効性のある具体的な歳出改善に直ちに着手することを強く求めます。

次に、監査委員からの審査意見書について副市長に伺います。

今回の意見書では、今後、財政状況がますます厳しくなることが見込まれます。喫緊の課題として、改善に向けて全庁一丸となって対策を講じてくださいと、強い警告が発せられています。さらに踏み込んで、継続して実施されているものの中には、十分な費用対効果が得られているとは言い難いものが見受けられました。厳しい財政状況が続く中で、これまでどおり継続すべき意義があるかどうか、改めて精査を行い、予算全体の中での優先度を見極めた上で、縮小、廃止も含めて改善を検討してくださいとまで明記されています。

しかし、分科会質疑において、現状、具体的な対応が取られていないこと、検討すら行われていないことが確認できたことは遺憾であり、監査委員の意見を軽視していると言わざるを得ません。意見書は、さらに、約２億円の株式売払収入という一過性の財源があったにもかかわらず、財政調整基金からの14億円の繰入れを実施しました。その結果、基金残高はこの２年間で約20%、金額にして約29億円減少しています。歳入面や歳出面において、十分な分析の下で、具体的な手だてを講じなければ、予算の編成も厳しい状況にありますと、極めて異例とも言える厳しい言葉で警鐘を鳴らしています。

行政実務の最高責任者である副市長として、この監査委員からの痛烈な指摘をどのように受け止めておられるのか、また、なぜ現状において、具体的なアクションが見えてこないのか、御見解を伺います。

○北澤直子行政経営部長　まずは担当から御答弁申し上げます。

監査委員からの指摘につきましては、重く受け止めております。引き続き、予算編成、実施計画策定においては、効果検証やスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、行政評価やＤＸ等による業務効率化、定数管理、歳入増に向けた取組等を併せて進め、財政規律の確保を図ってまいります。

収支改善に向けたさらなる方策を検討するに当たりましては、様々な事業を展開している中、収支を圧迫している要因も様々であることから、現状分析をより一層進める必要があると考えております。

○春藤尚久副市長　行政経営部には、今後の財政状況を中・長期的に見極め、職員体制や事業の見直しを総合的に検討するように指示しております。事業の見直しについては、限られた財源の中で、新しい課題に対応していくためにも、スクラップ・アンド・ビルドが重要であり、選択と集中が必要と考えております。ただし、現時点で費用対効果の、その効果を十分得られていない事業であっても、縮小、廃止による市民生活への影響を慎重に考慮しなければならないとも考えております。

行政経営部を中心に、体制を強化して、財政健全に努めるとともに、持続可能な財政運営を中・長期

的に推進するため、公共施設の最適化も含め、次期総合計画の中で改めて整理してまいりたいと考えております。

○浜川　剛委員　ただ、今、次期総合計画の中で改めて検討と言われましたけども、この監査委員の指摘に関しましては、本当にもう時間がないと、時間的猶予がそこまであるのか、疑問に感じますので、最後に市長に伺います。

現在のように年間14億円規模で財政調整基金からの繰入れを続ければ、単純計算で５年後には70億円が失われます。昨今の物価高騰や人件費の上昇を踏まえれば、５年で100億円規模の基金が消失する事態も、決して大げさな予測ではございません。もはや小手先のやりくりではなく、単年度収支を黒字化、少なくとも実質的に均衡させるための抜本的な財政健全化計画の策定は、待ったなしの状況と考えます。先ほどの監査委員からの厳しい意見に対する受止めも含め、本市の財政運営に対する市長の見解をお示しください。

○北澤直子行政経営部長　まずは担当から御答弁申し上げます。

近年の決算の状況を踏まえますと、将来を見据えて何らかのゴールを設定し、持続可能な行財政運営に向けた取組に着手していくことが必要と考えております。未来への必要な投資を行うためにも、財政基盤の健全性の確保に努めてまいります。

○後藤圭二市長　今の、そして将来の市民の命と暮らしを守ることが、市政の担うべき最も重要な責任です。そのため、短期的のみならず中・長期的、政策的な視点も加えた行財政運営により、市民に対する責任を果たすこと、それが行政の使命であると考えます。

○浜川　剛委員　今、短期的だけではなくて中・長期的に、市民に対する命と暮らしを守ることとおっしゃいましたけども、だからこそこの財政というものが逼迫をすれば、そういったこともできなくなりますので、しっかりと、ここは本当に短期的に計画を進めていくべきだと意見を申し上げて、私の質問を終わります。

○矢野伸一郎委員　矢野伸一郎でございます。引き続き総括質疑をさせていただきます。

保育料の第２子無償化についてお伺いをします。先月公表されました令和７年の人口動態統計では、全国の出生数は67万1,270人、合計特殊出生率は1.14と、いずれも10年連続で過去最低を更新しました。本市の出生数の令和６年は2,824人と減少傾向にあり、少子化は決して他人事ではありません。

本市は令和６年度から、それまで半額であったゼロ歳から２歳児クラスの第２子の保育料を、所得制限なしで無償化しました。年収にかかわらず、生計を一にする全ての子、きょうだいとして数える方式に改めたことも含め、多子世帯にとって大きな前進であったと評価しております。

分科会では、令和７年度の答弁がございませんでしたので、お伺いをします。令和７年度の対象児童数と無償化による保護者の負担軽減額、つまり市の負担額を、当初予算額と決算額でお示しください。あわせて令和６年度との比較と、令和５年６月の政策会議資料で見込んだ年約５億8,000万円との比較もお示しください。

○道場久明児童部長　昨年度の予算額につきましては、既に無償化した令和６年度（2024年度）の実績を基にしており、第２子無償化としての影響を個別に試算していないため、決算額との比較はお示しできませんが、令和７年度（2025年度）の対象児童数は約1,900人、市が直接徴収していた保育料の歳入減が約３億6,000万円、施設徴収である私立の認定こども園等に対し、施設型・地域型保育給付費を増額した額は約２億2,000万円で、市の負担額は合わせて約５億8,000万円でございます。

令和６年度は、対象児童数が約1,800人、歳入減約３億3,000万円、歳出増約２億1,000万円で、合わせて市の負担額が約５億4,000万円。令和７年度比較では、約4,000万円市の負担額が増加しております。なお、令和７年度の市の負担額は、政策会議にて見込んでいた金額と同程度でございます。

○矢野伸一郎委員　令和７年度は対象児童数が約1,900人、市の負担額は約５億8,000万円で、政策会議の見込みどおりであったことが確認をできました。また、令和６年度と比べて対象児童数は約100人、

市の負担額は約4,000万円増えています。出生数が減少する中で、対象児童数が増えていることは注目すべき点だと考えます。

一方で、第２子無償化としての影響を個別に試算していないため、予算額と決算額の比較はお示しできないとのことでありました。市独自の政策として、毎年約５億8,000万円もの財源を投じる事業であります。今後は予算編成の段階から、本事業の影響額を明らかにし、予算と決算を比較検証できるよう、事業費の把握の在り方を改めていただくよう要望します。

次に、事業の効果についてお伺いします。

国の出生動向基本調査では、理想の数の子供を持たない理由の第１位は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからで、52.6％に上ります。経済的負担の軽減は次の子を望む家庭の背中を押すものであり、本事業の根幹もそこにあると考えます。この事業の目的は、子育て世帯の経済的負担の軽減と少子化対策とされています。毎年約５億8,000万円もの市単独の財源を投じる以上、その効果は目的に照らして検証されなければなりません。

導入から２年が経過し、どのような効果があったと評価しているのか、お伺いします。具体的には、ゼロ歳から２歳児の入所申込数の推移、第２子以降の出生の状況、子育て世帯の転入、転出の状況、利用者の声など、効果を何で測っているのか、その指標と効果をお示しください。

○道場久明児童部長　保育料の第２子無償化の効果について、昨年度は約1,900人の保育料を無償化したことで、当該世帯の家計負担の軽減に資することができたものと評価しております。

また、子育て世帯には、直接的、間接的、様々な支援策があり、個々の事業による効果測定は困難ではございますが、今後とも、本市のこども計画に基づき、様々な子育て支援ニーズに対応してまいります。

○矢野伸一郎委員　家計負担の軽減に資することができたとの御答弁でございましたが、お伺いした入所申込数の推移や第２子以降の出生の状況、転入、転出の状況など、効果を測る具体的な指標とその結果はお示しいただけませんでした。個々の事業の効果測定が困難であることは理解いたします。しかし、目的に少子化対策を掲げている以上、効果を測る物差しがなければ、事業の継続、拡充、見直しのいずれも根拠を持って判断することができません。本事業について、あらかじめ評価指標を設定し、利用者アンケートなども含めて効果を定期的に検証するとともに、こども計画の進捗管理の中で、その結果を明らかにしていただくよう要望いたします。

次に、近隣市の動きについて御認識をお伺いします。

本市を取り巻く状況は、この２年で大きく変わりました。本市と境を接する大阪市は、令和８年９月から、第１子を含めてゼロ歳から２歳児の保育料を無償化しました。同じく隣接する豊中市も、令和９年９月から、ゼロ歳から２歳児クラスの全ての児童を所得制限なしで無償化すると公表しています。保育料は子育て世帯が住まいを選ぶ際の、極めて分かりやすい比較材料であります。両隣の市が第１子からとなる中で、初めての子を迎える若い世帯にとって、その差は決して小さくありません。本市はこうした近隣市の動きをどう受け止めているのか、お伺いします。

○道場久明児童部長　第１子の保育料無償化は、認可保育施設を利用する世帯の経済的な負担軽減に資する施策の一つと考えております。一方で、保育施設を利用していない世帯との均衡や自治体間でのサービス格差を生じさせる課題があり、引き続き、近隣市での実施に伴う影響等の実態を注視してまいります。

○矢野伸一郎委員　保育施設を利用していない世帯との均衡や、自治体間のサービス格差といった課題があることは理解いたします。しかし、本市は第１子から無償化を実施する大阪市と豊中市に挟まれており、その影響を最も受けやすい地にあります。引き続き注視するとのことでありますが、見守るだけでは対応が後手になりかねません。子育て世帯の転入、転出の動向や保育所の入所申込みの状況などを具体的に把握、分析し、その結果を議会にもお示しいただくよう要望します。

あわせて在宅で子育てをしている世帯への支援の充実についても、均衡の観点から検討を進めていただくよう要望いたします。

最後に市長にお伺いします。まず、本市で第１子の保育料を無償化した場合に必要となる経費と対象児童数の試算があればお示しください。もとより第１子の無償化には大きな財源が必要であり、その持続可能性は慎重に見極めなければなりません。一方で、子育て世帯が自治体ごとの支援策を見比べ、暮らす場所を選択することを考えれば、本市が子育てのまちとして選ばれ続けるためには、第１子の保育料の在り方についても、どのようにすべきなのかよく考えなければならないと思っています。第２子無償化の効果をどのように総括され、それを踏まえて第１子の保育料の在り方をどのように考えているのか、市長のお考えをお聞かせください。

○道場久明児童部長　まずは担当から答弁いたします。

本市で第１子の保育料を無償化した場合、令和７年度の実績で試算しますと、保育料の減収が約４億4,000万円、私立の認定こども園等の保育料補塡費用が約３億7,000万円、計約８億1,000万円を年間経費と見込んでおり、対象児童数は約1,800人でございます。

第２子の保育料無償化の効果としては、認可保育施設を利用する世帯に対しての経済的な負担軽減に一定の効果があったものと考えております。

第１子の保育料については、本市の実情に見合った適正な受益者負担として、検討する必要があると考えております。

○後藤圭二市長　保育料の無償化、様々なことで各市で無償化に取り組んでおられることは分かっております。その目的なんですけれども、保育料の第１子無償化、その目的が何かということで、御質問の中でも二つ挙げられておりました。一つは子育て家庭への支援、それからもう一つは少子化対策なんですが、国家的にこのような動きで少子化対策を、もう長い間これ続けてますけれども、一向に少子化は止まりません。もしやらなかったらもっと低くなってるか、いや、変わらないのか、その分析、数値的な分析もされておりません。

その中で、我々が取り組もうとしている、取り組んでいる保育料の第１子無償化という、こういう流れにつきましては、子育て家庭の支援というのが主なもので、結果的に少子化対策、もっと具体的に言いますと、出産を促進する政策に果たしてなり得るのかというのは、議論の分かれるところです。

また、その取組には恒久的な財源確保が必要です。一時的では対策になりません。なので、限定的な地域施策ではなく、国家レベルで取り組むべき課題だと考えております。

○矢野伸一郎委員　国家レベルで考えるべきであるという市長の答弁でもございました。今、本市におきましては、やはり第２子の無償化ということを取り組んではおりますので、先ほど来、何度も質疑させていただいておりますように、しっかりとまずは第２子、この無償化の効果というものを、しっかりと検証した上で、その上でまた第１子の保育料の在り方についても、本市としての方向性をお示しいただくように要望いたしまして、質疑を終わります。

○梶川文代委員　市民と歩む議員の会、梶川が代表して質問いたします。

財政状況は年々悪化している状況でも、やまない建設事業について。

南千里駅前の総合防災センター、115億9,976万4,368円、本庁舎の改修、増築に26億3,902万8,700円を費やしたということが、今回の決算委員会でようやく確認できたのですが、そのほかにも主に市の職員が使う庁舎や消防庁舎の新築や改修、増築等に近年多額の費用をつぎ込んできましたが、市民の皆様に御報告が漏れているのではないでしょうか、お答えください。

また、昨年度末、令和８年３月に改訂された公共施設個別施設計画では、今後30年間に想定される大規模改修や建て替え等に係る対策費用は、約4,987億円かかると試算されていますが、その中には市役所本庁舎の建て替えが含まれていたり、様々な庁舎や消防庁舎の建て替えや大規模改修、増築などがずらりと明記されていますが、御自分たちが主にお使いになる施設ばかりを大切にするのではなく、老朽化が著しい学校の校舎などに、もっと焦点を当てる

べきと申し上げ、見解を求めます。

○木村博一理事（公共施設整備担当）　各施設の建設事業費につきましては、各年度の決算書等において公表されているところではございますが、市民へ分かりやすく報告することも大切であると認識しておりますので、手法、タイミングについて、関係部局と検討していきたいと考えております。

また、老朽化している学校施設をはじめとする各施設の対策につきましては、関係部局と連携し、建て替え等に向け、検討する必要があると考えております。

○梶川文代委員　建て替え等の優先順位の明確化と公表を強く求めておきます。

それと、建設事業が数年にまたがるので、着手してから完成するまでの各年度の決算額を合計しなければ、完成までにどれぐらいの建設事業費を費やしたかの確認ができず、これまで事業費総額の報告は、私たち議会にもありませんでした。今後は、当該施設完成後、速やかに費やした総事業費額を知らせるように求めておきます。

また、かつては総事業費予定額が事業に着手するまでに示されていましたが、近年はこれまで実施計画にも載っていなかった建設事業がいきなり着手されたり、当初にかかる解体や設計の事業費額しか示さず、完成までに費やされる事業費は、蓋を開けなければ分からないといった財政計画欠如、説明不足甚だしい無責任な建設事業の進め方が横行しています。反省を促すとともに、是正、改善を強く求めておきます。

次に、かつては自主財源が７、依存財源が３が標準的だったと記憶しているのですが、近年では５対５と、自主財源と依存財源の比率が拮抗しています。市債の発行や財政調整基金をはじめとする基金の取崩しも大きな要因であると思うのですが、自主財源と依存財源の理想的な比率や市債の発行や基金の取崩しを、ここまでで止めておかなければならないといった限界値や、利上げの影響についてなどの見解を求めます。

○北澤直子行政経営部長　自主財源と依存財源のバランスにつきましては、自主財源比率が高いほうが望ましいと考えております。市債の発行額や基金の繰入額につきましては、上限等は定めておりませんが、一定のコントロールが必要と考えております。金利上昇局面においては、公債費の増大に直結するため、引き続き適切な市債管理に努めてまいります。

○梶川文代委員　自主財源の比率が低くなっているのは、市独自の自主事業が少なくなっている、住民サービスが後退しているという現れでもあります。かつては福祉の吹田と言われていた本市ですが、近年の吹田の福祉は後退の一途をたどっている、国や府に従うだけで、本市独自の施策や事業も衰退しています。これでは吹田市民であるという値打ちを、市民の皆様に実感していただけないと苦言を呈しておきます。

また、一般会計の実質単年度収支が令和５年度は約５億円の赤字、令和６年度は約19億円の赤字、令和７年度は約14億3,000万円の赤字と、近年、赤字続きとなっています。市全体の市債残高も約1,397億1,700万円と、かなり膨大になっておりますし、利上げの影響で利子を含む、いわゆる借金返済金額も膨らむだろうということを、しっかりと認識しておくべきと申し上げます。

次に、著しく増加している物件費と人件費について伺います。

物件費については、指定管理や民間委託などの業務委託が増大している、人件費については、人事院勧告による給料表や期末手当の改定、地域手当が12%から14%に上がったことや、職員数が増えているのが原因であると言えますが、私が今申し上げたこと以外の原因があればお聞かせください。

それと、民間委託化を推し進めているのに、職員数が増えているのは、市民の皆様にも御理解、御納得いただけないと考えますが、見解を求めます。

○北澤直子行政経営部長　詳細な検証まではできておりませんが、お示しの要因のほか、本市の特徴として、公共施設の数が充実していることにより、近年の賃金、物価上昇の影響を大きく受けることも要因の一つであると考えられます。

民間委託を進めているにもかかわらず、職員数が増加している状況については課題と認識しており、

委託化やＤＸによる業務量の減少等を勘案し、最適な職員体制となるよう努めてまいります。

○梶川文代委員　吹田市の公共施設の数が多いというのは、今に始まったことではありませんが、近年、多くの施設の運営を指定管理や民間委託の契約をしている。それが債務負担行為の件数や金額が増大、膨大化している要因でもありますが、御答弁のとおり、賃金や物価上昇の影響を大きく受けるので、事業費が上がることはあっても、下がることがない。減らせない支出が増大している。言い方を変えれば、自助努力で経費を削減することができない、自らで物件費を削減することもできないようにしてしまっていると言わざるを得ません。

それに加えて人件費が上がり続けている。民間委託して仕事が減っている。市の様々な分野で業務量が減っているのに、職員の人数が増え続けていることについては、課題であると認識しておられるという御答弁でしたが、これも今に始まったことではありません。今度こそは必ず是正することを強く求めます。

次に、第３期職員体制計画年度別推進計画では、令和２年度に2,837人から職員数を年々減らして、令和７年度には2,744人にする計画であったのが、実際には令和７年度2,899人の職員数です。この差、155人の乖離がありますが、その理由や要因についてお聞かせください。

○北澤直子行政経営部長　第３期職員体制計画については、策定時点において、既に見込まれている時限的な定数削減は反映しましたが、将来的に変動する行政需要は見込むことが困難であり、その対応として後年度に毎年定数を見直してきたことにより、計画と実績に乖離が生じております。

この定数見直しによる主な増員要因としましては、予備定数の拡充による18名、保育教諭の配置基準改正による14名、救急隊の増員による10名、学校副管理者の配置による10名の増などでございます。

○梶川文代委員　職員数を減らすと言いながら、ずっと増え続けていた。先ほど、主な増員要因のみをお答えになりましたが、そのほかの細々とした増員の理由の多くについて言及していると時間が全然足りませんので、端的に申し上げますと、事務処理能力が上がっていないのではないかと思います。計画策定業務もほぼ軒並みコンサルに委託、これも人が育たない原因になっていると思うのですが、会計年度任用職員も、令和２年度は2,010人だったのに、令和７年度は2,163人と、こちらも153人増えています。職員と足すと全体で5,062人と、過去最高最大の職員数となっています。これに指定管理や民間委託で業務してくださっている方たちも含め、本市の市政全般の業務の担い手の人数は、巨大企業に匹敵する人数であると言えるでしょう。職員が多いといったお声を、市内外の方からお聞きすることもありますが、果たしてこれだけの人数が必要なのかどうかを考え、精査して、早急に是正するよう強く求めます。

次に、近年の吹田市は人事異動が多過ぎる。年度途中でも頻繁に人事異動がある。本気で人を育てる気があるのかと思うこともありますが、人に仕事を教えるには人手が要る。習熟度が高まればスキルアップして、業務をこなす効率も上がりますが、異動されたら、また振出しに戻って一からやり直しの繰り返しでは、人は育ちませんし、人件費も増加する。人事異動になった職員さん御本人から、腰を落ち着けて仕事したいと思っていた矢先に異動になったといった思いをお聞きすることもありますが、市民の皆様からも、担当の人がころころ替わるのでやりづらいといったお話を聞くこともよくあります。

令和７年度の役職別の在室課年数を確認したところ、部長級で3.2年、次長級で2.8年、課長級で４年、課長代理級で3.9年、主査級で4.3年、主任級で4.8年、係員2.3年と、全体の平均４年になっていましたが、本市の定期人事異動方針では、採用後10年間程度はおおむね３年から５年の期間で、複数の部門や業務を経験させるジョブローテーションを実施する。採用後10年以上経過した職員は、属人化やマンネリ化を避けるため、おおむね８年を在室課年数の上限目安とするという、この定期人事異動方針と実態にもずれが生じているのは明らかです。改めて職員皆さんの意向や思いを尊重して、人材育成と業務効率を上げることを目標にして、見える効果が実感できる人事の制度に改正すべきと申し上げ、見解を

求めます。

○井田一雄総務部長　御指摘の点も留意し、組織力の向上、人材育成の観点も踏まえた人事異動に努めてまいります。

○梶川文代委員　業務の処理能力を上げて、爆上がりしている人件費と職員数の削減など、実効性ある定期人事異動方針に見直すことも強く求めておきます。

次に、プロポーザルの選定委員全員が市内部の役職者だけでは、忖度ありの疑いは免れないということをまずは申し上げて、以下、具体例を示して伺います。

まず、吹田市の歴史上最大の業務委託契約金額約252億円である中学校給食センターの委託事業者の選定について、学識経験者への意見聴取には、国立循環器病研究センター、大阪府、摂津市の職員が含まれていたこと。さらには選定委員会の委員長は健康医療部長で、選定委員は総務部長、都市魅力部長、児童部長、福祉部長、都市計画部長、学校教育部長と、全員が吹田市の部長だったのですが、プロポーザル方式による契約については、職員による恣意的な判断や特定の事業者への便宜供与が疑われることのないよう、選択過程の公平性、透明性、客観性を確保することが重要ですが、当該選定に当たっては、これらを欠く状況であったのではないかと思います。

同様に、南千里庁舎事務所棟跡地の保育所設置事業者の選定についても、児童部は公平、公正、透明性の確保のためとして、吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインを参考にしているとのことでしたが、今回の選定に当たっては、学識経験者等への意見聴取は行われず、選定委員は児童部長、児童部次長、子育て支援センター担当理事、福祉部長、公共施設整備担当理事と、選定委員のうち過半数が保育等関係部局の所属でしたが、同ガイドラインの学識経験者の規定等の趣旨を踏まえ、外部の視点も含めて選定の客観性を担保するなど、事業者選定については、地方自治法の趣旨に沿った対応を求めるべきであったのではないかと思います。

また、そもそもこのガイドライン自体が、選定過程の公平性、透明性、客観性を十分に担保できるものになっているかについても、十分な検証が必要ではないか。

ちなみに指定管理者の選定委員は、市職員ではなく、外部の専門の方々で構成されています。現行の吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインについて、特定の事業者への便宜供与などの疑念を招くことのないよう、外部委員の起用や選定手続の透明性確保に関する規定等を見直し、より公正で客観性の高い制度へと改訂すべきではないか、以上について見解を求めます。

○井田一雄総務部長　業務委託等のプロポーザル方式実施に当たりましては、担当室課において、吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、適切に事務執行されているものと認識しておりますが、委員御指摘の、事業者選定における外部委員の必要性について、今後、検討してまいります。

○梶川文代委員　吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの抜本的な見直しも強く求めておきます。

それと、プロポーザル実施案件が近年、どんどん増えてます。そのほとんどが民間委託なのですが、選定委員が外部の有識者で選定された指定管理者の指定については、議決案件として議会に提案されるのに、民間委託の場合は、予算が可決された後は、市の内部の役職者たちだけで選定をして、議会には報告だけというのは、議会に予算を認めさせたら、あとは御自分たちで事業者を選んで決める、民設民営方式で土地の貸付期間が30年間の保育所設置事業であっても、さきに述べた吹田市の歴史上最大の業務委託契約金額約252億円で、契約期間が令和25年までの長期間である中学校給食センターの委託事業者であっても、御自分たちだけで選んで決めて、議会には口を挟む余地も与えないような進め方になっていると言わざるを得ません。市民の皆様にも御理解、御納得いただけるように、プロセスがより民主的で公平、公正、透明性が確保できる本市の契約制度となるよう善処すべきと強く求めておきます。

なお、地方自治法施行令第121条の２の２第１項別表第３の中で、議会の議決を要する契約は、一定の金額以上の工事または製造の請負に限定されてい

るということは重々承知はしておりますが、吹田市のみならず、全国各自治体でも民間事業者との業務委託契約や賃貸借契約の締結が増えている現代においては、時代遅れの法制度だと言っても過言ではないと考えますし、実際に他の市の市議会では、自治体における委託契約、委任契約等を議会の議決事項に追加するよう、地方自治法施行令の見直しを求める意見書を政府に提出している市議会もあるということを申し添えておきます。

最後に、本市の財政状況悪化の原因については、御自分たちが日常使う庁舎等の建設事業にお金を使い過ぎてます。それと、自分たちの給料などは、国家公務員並みの人事院勧告に100％準拠して上がり続けている。職員数も増え続けて、人件費も膨大化しているなど、市内部の皆様自らが招いていることも、財政悪化の大きな要因、原因であると申し上げます。これらについてもしっかりと見詰め直し、立ち止まるところは立ち止まって考え直すなどしなければ、今後の吹田市の財政が回っていかないことは、もう火を見るより明らかであると申し上げます。

あと、やはり気をつけておかなきゃいけないのは、さきの質問でも申し上げましたように、透明化です。市民の皆さんにより理解、御納得していただけるためには、透明化、公表、そして公正公平を旨に、努めていくことが大事であるということを強く申し述べまして、私の質問を終わります。

○久保直子委員　令和７年度決算を踏まえた行財政運営の総括について、市長にお伺いいたします。

吹田市では、令和６年度に財政調整基金を19億円、令和７年度には14億円、２年間で合計33億円を取り崩しています。また、令和７年度は市税収入が約47億9,000万円増加したものの、経常収支比率は98.4％と、目標の95％を達成できておりません。

分科会では人件費や物件費、委託料が近隣の中核市などと比較して高い水準にあることや、これらの経費が増加している要因について、事業別の詳細な分析が十分にできていないことが明らかになりました。また、ＤＸの推進によって、時間外勤務の削減など一定の効果は見られるものの、人件費全体の削減にはつながっておらず、今後の職員数や人件費への効果についても具体的な見通しは示されませんでした。

さらに私からは、現在の事業を継続した場合の５年後の財政調整基金残高と経常収支比率の見通し、基金の取崩しを止めるために必要な収支改善額を質問いたしましたが、具体的な回答は得られませんでした。

これに対し副市長からは、ここ数年のうちに必ず改善していかなければ、非常に厳しい財政運営となるとの答弁がございました。他の委員からも紹介がありましたように、西宮市、東大阪市、枚方市などでは、それぞれの実情に応じて計画期間を定めた行財政改革に取り組み、成果を上げているようです。

私は、財政改革とは、単に市民サービスを削減することではなく、支出増加の原因を明らかにし、事業の必要性や効果を検証し、限られた財源を有効に活用することだと考えます。市民サービスの質を大切にしながら、将来にわたって安定した市政運営を実現するためにも、単年度ごとの見直しではなく、中・長期的な視点に立った行財政改革が今必要なのではないでしょうか。

そこで市長にお伺いいたします。具体的な計画期間と数値目標を定めた中・長期的な行財政改革の実施計画を策定し、全庁挙げて取り組むお考えはないでしょうか。また、その実施計画をいつまでに策定するのか、市長の見解をお伺いいたします。

○北澤直子行政経営部長　まずは担当から御答弁申し上げます。

未来への必要な投資を行うためにも、目標や一定の期間を設けた行財政改革の取組の推進は必要と考えております。

現段階で具体的な内容や時期を申し上げることはできませんが、歳出増の要因についてさらなる分析を行うとともに、引き続き予算編成、実施計画策定における効果検証やスクラップ・アンド・ビルドの徹底、行政評価、ＤＸ等による業務効率化、定数管理、歳入増に向けた取組等を通じて、財政基盤の健全性の確保に努めてまいります。

○後藤圭二市長　行財政運営の考え方を、担当からただいま御答弁させていただきました。前提として、

達成目標、政策効果をいかに効率よく実現するかという視点が必要であることは言うまでもありません。一方で、必要性により短期的な収支悪化が起こることは、経営上やむを得ません。将来市民をも含めた行政責任を果たすためにも、健全な財政運営、それを行うために御指摘のとおり、一定の計画性を持って進めるということは必要であると考えます。

○久保直子委員　行財政改革の必要については認識を共有できたものと受け止めました。しかし、具体的な数値目標や期限を明確にされなかったことを踏まえて、討論にて私の意見を述べさせていただきます。

○竹村博之委員長　以上で、議案第99号、議案第100号及び認定第１号から認定第11号までに対する総括質疑は終了します。

────────────○────────────

○竹村博之委員長　暫時休憩します。

（午前11時47分　休憩）

（午後１時　再開）

○竹村博之委員長　委員会を再開します。

これより、議案第99号　令和７年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について及び議案第100号　令和７年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分についてを一括議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

（発言なし）

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第99号及び議案第100号を一括して採決します。

議案第99号及び議案第100号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第99号及び議案第100号は原案のとおり承認されました。

────────────○────────────

○竹村博之委員長　次に、認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

○山根建人委員　2025年度一般会計決算について、会派を代表して意見を述べます。

全体の内容につきましては、後日の本会議で述べたいと思いますので、ここでは主な反対理由を申し上げます。

まず、市民課窓口業務の一部委託について。

2025年12月から窓口業務の委託が開始となりました。業務内容は、定型的な業務であり、マニュアル化もできるため委託は可能とのことでした。しかし、受託社員が判断できず、市職員に問い合わせる、または業務を引き継ぐ、いわゆるエスカレーション事案は多々起こっています。その内容をお聞きしましたが、いずれもスキルやノウハウの蓄積を必要とするものです。

また、委託前は職員が受付から交付までの一連の作業を行っていましたが、委託により市職員による確認の行程が追加になったこともあり、当初、委託理由にされていた待ち時間の短縮につながっていません。委託については、入れ替わりが多いであろう受託スタッフが個人情報を扱うリスクや、委託料が引き上がっていく懸念があります。

次に、障がい、高齢など福祉の人手確保策について。

調査から、障がい福祉では約300人の不足との推計が出されています。また、非正規職員が６から７割を占め、若い人手の確保も困難で、年々厳しい状況になっていることも報告されています。総括質疑の答弁でも、介護の人手確保も特別な困難があると示されています。介護人材確保の予算額と決算額とに大きな開きがある研修補助費の人材確保策は、現場が送り出す余裕がなく、使いづらい制度であることを認識しており、検討していく必要があると答えられました。

保育も公定価格に基づく運営をしなければならず、他の産業と比べ、月７万円から８万円ほど手取り額が低く、人手確保が困難であるという同様の課題を抱えています。保育の分野では、市独自で実質手取りを増やす施策も実施しており、これらの施策を実施しなければ、採用数減や離職率が増えていたとの認識も示されました。保育の人材確保策のような実質手取りが増える給付金や奨学金返済補助金、家賃

補助などの策が十分議論されたとは言えず、非常に残念です。

次に、障がい者福祉年金、難病患者等給付金の廃止財源を活用した事業について。

市の説明では、現金給付の役割は終え、サービス給付、現物給付に替えるとしていましたが、2025年度に新たに実施したものと言えば、通学支援を原則可能としたことや、日常生活用具の基準額引上げなどであり、福祉事業所への支援策等を除けば、ほぼ2024年度と変わっていません。義務的経費である障がい福祉サービスの給付費が伸びていることを理由に、新規拡充事業を構築できないというのは、廃止提案の説明と異なっており不誠実です。

次に、東西道路拡幅整備について。

本事業については、総額３億9,000万円の費用を要し、2025年度予算において約２億3,000万円という多額の予算が計上されていたものの、実際に執行された決算額は、技術的検討や調査補償業務などの1,500万円余りにとどまっています。事業が計画どおり円滑に進んでいないのが実態です。また、本事業については、一部の連合自治会からの要望はあるものの、周辺自治会や小学校ＰＴＡ、また直接的な影響を受ける山手町や出口町などの住民に対する事前の説明、意見聴取は行われていませんでした。さらに、計画によって朝日が丘南遊園の敷地が大幅に削られるにもかかわらず、利用当事者である子供たちや保護者等への説明や意見聴取もこれから行うとの答弁でした。

片山坂合流部における信号機の設置については、警察との協議や技術的検討の段階であることや、将来の交通量予測や周辺道路や住宅環境への具体的な安全対策が示されないまま事業を進めることは、住民の安心と安全を脅かすことになります。

旧市民病院跡地の売却後においては、将来的に事業者が敷地内に道路を整備する可能性も残されています。そうした状況の下、多額の市費を投じて、本整備を進めることが本当に必要なことなのか、納得いくものではありません。本事業は、市民や当事者の合意形成が著しく不足しており、安全面、必要性の観点からも再検討を行うべきです。

2025年度の一般会計は、実質収支の黒字化を図るため、財政調整基金14億円の繰入れが行われました。しかし、決算後も約116億円の残高があり、特に物価高騰で苦しんでいる全市民対象の支援策を積極的に実施すべきでした。しかし、一般財源からは約6,000万円の支出しかなく、国の臨時交付金などの範囲にとどまりました。障がい者等への配慮の欠けた物価高騰対策など、公平性の観点からも、真に困窮している市民に行き渡る支援かどうかの観点からも、何の検討も議論も行われず、今まで行ってきた事業を上書きする支援施策に終始されたことは、市の姿勢を物語っており、非常に残念です。市長自身が掲げていた傾聴と対話も、ほとんど行われておらず、非常に残念です。

以上、全体で見れば、市民にとって必要な施策も行われてはいますが、市民福祉の向上や個人情報保護、住民サービスの向上など、自治体本来の役割が果たせておらず、必要性を疑う道路整備事業費の執行状況などの問題もあることから、本決算に反対いたします。

○林　恭広委員　認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について、大阪維新の会を代表し、意見を申し述べます。

まず、昨年度においても財政調整基金の取崩しがいまだに多額に上っている点について、本市の現状については問題があるということを指摘いたします。引き続き、今後の予算編成はもちろん、その在り方にも注視してまいります。

一方、先ほどの総括質疑において、本市が今回の大阪・関西万博児童・生徒招待事業で、他自治体には間違いなく劣らない万全の安全対策を講じていた、その説明自体は一定理解いたしましたが、大阪府内の全43自治体のうち、先ほどの御質問でも上げさせていただきましたとおり、本市を含め僅か１割、たったの４自治体だけが、この招待事業に不参加でした。なぜ本市がその不参加の４自治体に入らなければならなかったのでしょうか。事実として、恐らくは満足のいく会場の下見等、事前に準備に制約があった中でも、参加という選択をされた自治体が９割でした。本市は少数派です。本市としては、参加と

判断された多数の他自治体が、安全対策を取ることをおざなりにされたというふうに捉えておられるのでしょうか。もしそのように捉えておられるのであれば、他市の仕事ぶりをばかにされているのでしょうか。最終的な判断をしたのは教育委員会だと言い逃れをされていましたが、後藤市長には、総合教育会議の場などで協議することをはじめ、幾らでも方向性を整えるための機会があったはずであります。

先ほどの御答弁では、大阪府から行政間で直接話がなかったとのことでしたが、今回の件で直接話があった、なかったというのは、吹田市だけではなかったと考えます。これは、私自身、昨年４月の万博開幕前に要望書を提出させていただいた際の市長室での会話で痛烈に感じたことですが、その際の御発言から、ひとえに後藤市長は、御自分のプライドを重要視したという、あまりにも子供じみた身勝手な大人の都合で政策判断されていたことを、私は感じ取っておりました。

今思えば、私がプライドと感じた点が、市長がおっしゃる直接話があった、なかったということなのかもしれませんが、その市民感覚とは乖離したその観点は、判断に何か関係あったのでしょうか。昨年のこの決算常任委員会の場で、万博閉幕から約２週間後にも、かじ取りを担っておられる市長及び副市長に対し、私は、市民は吹田の未来を託している、裏切らないでいただきたいと強く要望させていただきました。市長御自身の発案だというスイタブルシティ誕生秘話は、個人的には非常に感動するよいお話であり、評価する部分もあるだけに、この招待事業の件は本当に残念でありました。

私は１年生議員であり、市長と比較し、まだまだ政治家経験は未熟である私が、あえて申し上げさせていただきますが、我々、政治家に真に求められるのは、単に目の前の現場の声を受け止めて、穏やかに事態を収めることだけではありません。未来を見据え、自分自身のことではなく、未来の住民、子供たちのために果断な決断と行動を起こすことこそが、政治家の責務であると私は考えます。

本市が大阪府の児童・生徒招待事業から撤退したことは、そうした大人の身勝手な都合によって、今まさに本市で育つ子供たちの、二度と戻らない貴重な学びや体験の機会を奪い去ったということです。これほどの重大な責任放棄、子供たちに対する背信行為があるでしょうか。

私は、先ほどの総括質疑において、これを罪に値すると申し上げましたが、怒りを込めて何度でも繰り返します。先ほどの総括質疑で市長は残念だと御発言されました。言葉では同じ残念。でも、その残念なものを変えていくことができる立場にあるほうと、そうでないほうとの、残念における意味は異なると考えます。そういった意味で教育委員会、そして後藤市長の明確かつ決定的な判断ミスであり失策、罪と強く指摘させていただきます。

そもそも私は、３年半前に議員として市民の皆様から負託をいただく前から、大阪・関西万博の開催を、一人の人間として、一人の親として、心の底から楽しみにしてまいりました。それは、万博という場所では、行った人しか味わえない、一生に一度のかけがえのない経験ができると確信していたからです。

そうした中、あの1970年エキスポ開催の市であるここ吹田市で、市議会議員として担わせていただくことになったときの感動と幸運は、今でも忘れられません。３年半たった今でも、忘れられません。この胸にある熱い思いは、これまで誰にも話したことはありませんでしたが、私は、常にこの思いを固く心に抱き締めながら、今日まで議員として活動し続けてまいりました。だからこそ、本市で育つ子供たちが、校外学習として万博を経験、体験できるかもしれないという大阪府の事業が決まったときは、本当にうれしかったです。それなのに本市は万博招待事業から撤退してしまいました。万博閉幕から約１年がたった今、私はもはや怒りすら通り越し、胸が張り裂けるほどの深い悲しみと、猛烈な憤りに震えております。なぜ、このかけがえのないタイミングで、本市で育つ子供たちが、校外学習で万博に参加することができなかったのか、理由は、本市の政策判断が、校外学習事業を様々な困難がある中でも、何としてでも成し遂げたいという思いが、あるかないかであったのではないでしょうか。大人の都合で

撤退という選択をされた方が、本市のトップとしてかじを取っていたからにほかなりません。

最後にもう一度述べさせていただきますが、この判断は子供たちの未来に対する絶対にあってはならない罪だと私は考えます。万博が閉幕した今も、そしてこれからも、未来においても、この罪をしっかりと重く受け止め、償い続けていただくことを強く強く強く要望いたしまして、意見とさせていただきます。

我々、政治の場に身を置く者には、歴史の法廷と言われるものがあります。今の判断が将来においてどのように評価されるのか、私自身も自戒を込めて、常に未来に耐え得る判断となるよう、心がけていくことをお誓いした上で、全体として、執行としては適切だと判断し、認定第１号について賛成の意見とさせていただきます。

○五十川有香委員　認定第１号　令和７年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について、市民と歩む議員の会を代表いたしまして、以下、委員会意見を述べます。

まず、財政運営と公共施設整備の在り方についてです。

本市では、分科会及び総括質疑でも触れていましたように、財政状況や将来負担を見据えた慎重な財政運営が求められる中、多額の費用を要する建設事業が進められています。公共施設個別施設計画の今後30年に必要となる大規模改修や建て替え等の費用試算からは、こうした将来負担を考えれば、公共施設の整備に当たっては事業の必要性や優先順位を厳しく見極めなければならない時期に来ています。

とりわけ庁舎や消防庁舎の整備を進める一方で、老朽化が著しい学校施設など、子供たちの学習環境や市民生活に直結する施設への対応を後回しにしてはなりません。限られた財源をどこに優先的に配分するのか。市民に分かりやすく説明し、将来を見据えた計画的な整備へすぐにでも改めるべきです。

さらに中核市に移行して５年がたち、近年、自主財源と依存財源の割合が拮抗する状況にあり、将来世代への負担を考慮した財政運営が必要です。本市独自の施策や事業が減少等をしている状況は、市民サービスの後退を表します。今後の金利上昇による影響も踏まえ、財政の持続可能性を十分に検証し、住民福祉の向上に資する、寄与する市民サービスの充実に努めてください。

次に、職員体制と人材育成についてです。

決算審査では、物件費や人件費の増加が確認をされました。民間委託や指定管理者制度の活用を進める一方、職員数は第３期職員体制計画年度別推進計画と実数に大きな乖離が生じていました。こうした乖離の理由は、新たな課題等のためとも言われていましたが、それが本当に職員を増やして実施すべきものであったのか、増やさないとできないものであったのか等についても、十分な検証と市民に納得できる説明が足りません。

また、在課年数平均で二、三年や４年という、頻繁な人事異動は、職員の専門性や業務の習熟度を高める上で課題となり、引継ぎの負担や市民サービスへの影響も懸念をされます。職員の意向も十分に尊重しながら、人材育成と業務効率の向上につながり、適材適所となる人事制度へと見直すべきであり、職員数や人件費の増加を単に抑制するのではなく、必要な人員は確保しつつ、委託化の効果や職員配置の妥当性を検証し、限られた人材と財源を有効に活用するよう改善を早急に求めます。

また、保育の受入れ体制について、分科会審査では、未利用児童が１歳児に集中し、待機児童も１・２歳児が占めている状況。育児休業制度と実態とのねじれの解消等も含め、真に必要な保育需要を把握し、入所選考の在り方や年齢別定員の柔軟な見直しを検討するなど、中・長期的な保育需要の変化を見据え、未利用児童の状況等も踏まえ、保育を必要とする子供が保育を利用できるよう、人材確保や受入れ体制の充実を求めます。

次に、子供の居場所と支援の充実についてです。

児童センターは、令和７年度から中学生の利用拡大となり、一定数の中学生が利用していることが分かりました。一方、利用者の増加に応じた環境整備等には、指摘をさせていただきましたように、子供たちが安心して過ごせる居場所となるよう、利用実態を踏まえた環境整備と、必要な体制の確保を早急

に求めます。

また、子供の学習支援事業では、教室数が増えているにもかかわらず、延べ利用者数は減少していました。周知方法の改善にとどまらず、生活環境など、それぞれの子供が抱える課題に応じた支援を進めるべきです。支援を必要とする子供が孤立することのないような対応を求めます。

そして、これまでに包括外部監査で指摘された委託契約、指定管理、補助金事業については、改善措置の有無だけでなく、その後の事業内容や決算額、成果を継続的に検証し、指摘を実際の改善につなげることが必要であることは、分科会で確認をさせていただきました事業だけでなく、全庁改めて意識していただきたいと思います。

最後に、事業者選定の公平性、透明性についてです。

中学校給食センターの委託事業者選定や、南千里庁舎事務所棟跡地の保育所設置事業者選定については、選定委員会の構成や外部の専門的な視点の取り入れ方など、選定過程の客観性を確保する上で重要な課題が残りました。先ほどの総括質疑では、外部委員の必要性については今後検討していくとの御答弁もありましたが、令和７年度実施の事業そのものの客観性、透明性は不十分であったと言わざるを得ません。

事業者の選定は市民の信頼に直結するものです。庁内の職員で構成されている選定委員会については、特定の事業者への便宜供与などの疑念を招かないよう、外部委員の起用も含め、選定過程の公平性、透明性、客観性を確保しなければなりません。現行の、吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインについても十分に検証し、より公正な制度へと改正することを強く求めます。

以上、決算審査を通じて明らかになった、いずれも市民生活と市政への信頼に関わる重要な問題、課題については、十分な是正、改善が求められますことから、当該決算の認定については反対をいたします。

○久保直子委員　参政党の久保直子です。認定第１号　令和７年度吹田市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和７年度決算では、市税収入が前年度の定額減税の影響で約47億9,000万円増加し、経常収支比率も101％から98.4％へと改善しました。しかし、財政調整基金を14億円取崩し、基金残高が約116億8,000万円まで減少しております。また、人件費、扶助費、物件費などの継続的な支出が増加しており、今後の財政運営には十分な注意が必要です。

例えば、ＤＸやＩＣＴ化については、職員の時間外勤務の削減など、一定の成果が見られる一方で、総人件費の抑制には至っておらず、職員数は増加しております。指定管理や民間委託などにより、仕事量、業務量が減っているにもかかわらず、計画に反し、職員数が増えているのはなぜでしょうか。私は、職員数を減らすこと自体が目的だとは考えておりません。しかし、デジタル化によって生まれた時間や人的な余力を、職員の適正配置や業務の見直し、市民サービスの充実につなげるとともに、その効果を具体的な数値で検証することが必要だと考えます。他の委員からも御指摘がありましたが、退職者不補充による職員数の削減など、具体的な取組も求められています。

また、過去３年間に廃止、縮小された51事業については、財政の圧迫を食い止めることを直接の目的としたものではないとの答弁がありました。事業の見直しは財政面だけで判断すべきものではありませんが、委託事業や類似事業、公共施設の維持管理方法などについて、必要性や費用対効果を改めて検証していただきたいと思います。

さらに行政側からは、児童福祉費や清掃費など、他市と比較して高い傾向にある経費について、さらなる分析が必要との認識が示されました。国の制度による避けられない支出と市の判断によって見直しが可能な支出を整理し、今後の予算編成に生かしていただきたいと考えます。また、歳出の見直しだけでなく、市有財産の有効活用や国、府の補助制度の活用など、歳入の確保にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

一方で、市民サービスの質の向上や、教員が子供たちと向き合う時間の確保、不登校児童・生徒への

支援の充実など、現場の声を大切にする姿勢については評価しております。私は、行財政改革とは、単に職員や市民サービスを削減することではなく、必要なところには人と予算を確保し、そのためにこそ事業の効果を検証し、改善できるところは改善することだと考えます。

今回の決算審査では、副市長から、財政調整基金の取崩しが続く状況に危機感を持ち、ここ数年のうちに改善しなければ、厳しい財政運営となるとの認識が示されました。また、行政経営部長からは、未来への必要な投資を行うためにも、目標と一定の期間を設けた行財政改革の取組が必要であるとの認識が示されました。さらに、複数の委員からも、財政運営の改善は喫緊の課題であるとの指摘がありました。こうした認識を具体的な行動につなげるため、市長には中・長期的な行財政改革の実施計画を策定し、具体的な数値目標と期限を定め、全庁挙げて着実に実行していただくことを強く要望いたします。

市民サービスの質を大切にしながら、将来にわたって安定した市政運営が行われることを期待し、令和７年度決算の認定に賛成いたします。

以上、私の賛成討論といたします。

○竹村博之委員長　ほかに発言はありませんか。

（発言なし）

なければ、以上で討論を終了します。

これより認定第１号を採決します。

認定第１号を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。

よって、認定第１号は認定されました。

―――――――――――――○―――――――――――――

○竹村博之委員長　次に、認定第２号　令和７年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

○五十川有香委員　認定第２号　令和７年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、市民と歩む議員の会を代表して以下述べます。

分科会では、保険者努力支援制度によって、評価分として約１億644万円の特別交付金を得ていることを確認いたしました。他の委員の方々からも御指摘のあった、余剰分等も含めて、こうした取組の成果を市民に還元し、保険料負担の抑制につなげるため、必要な協議や意思決定を進めることが必要不可欠です。

しかしながら、大阪府内の国民健康保険料統一化は、保険料率だけでなく、減免基準や遡及の扱いなど、事務運用まで一律に統一をされていますことから、きめ細やかな救済や柔軟な対応がしづらくなっています。こうした課題を大阪府に伝え、改善に向けた検討を求めるとともに、広域化による弊害の解消を図るべきです。

あわせて国民健康保険や後期高齢者医療特別会計における収支、収入未済や不納欠損の状況についても、要因を改めて分析し、適切な対応を進めてください。

決算の収支状況等から見ますと、大阪府内の広域化による保険料負担の増加となる一方で、被保険者の負担軽減につながる市独自の取組や還元策は十分に実施をされていないことから、改めて改善を強く求めまして、当該決算認定については反対といたします。

○竹村博之委員長　ほかに発言はありませんか。

（発言なし）

なければ、以上で討論を終了します。

これより認定第２号を採決します。

認定第２号を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。

よって、認定第２号は認定されました。

―――――――――――――○―――――――――――――

○竹村博之委員長　次に、認定第３号　令和７年度吹田市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号　令和７年度吹田市下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

（発言なし）

なければ、以上で討論を終了します。

これより認定第３号から認定第11号までを一括して採決します。

認定第３号から認定第11号までを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認定第３号から認定第11号までは認定されました。

○竹村博之委員長　（退任挨拶）

以上で、決算常任委員会を閉会します。

（午後１時34分　閉会）